

平成24年5月以降の賠償について

平成24年10月

東京電力 静岡補償相談センター

- ◆ 茶商様の風評被害につきましては、個別に状況をお伺いし事故との相当因果関係を確認のうえ賠償の判断をさせていただきます。
ご請求の際は、売上減少となった取引の状況について具体的に記載してください。
※請求書様式につきましては、あらためてご案内いたします。

- ◆ 賠償の対象となる項目

- ①逸失利益：基本は売上減少額に貢献利益率を乗じて算定
※算定方式の詳細については検討中
- ②検査費用：取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査費用
- ③追加的費用：負担を余儀なくされたその他費用

確認事項

- ◆ H23年度の逸失利益（売上減少分）を決算期に売上比較で請求された方は、決算月以降H24年4月まで分とH24年5月以降分を分けて、ご請求をお願いいたします。

H24年5月以降の逸失利益の請求対象期間は、3ヶ月以上12ヶ月以下としてください。

※ご請求期間は途切れることなく連続していることが必要です。

基準となる売上は、5中3で月毎に算出させていただきます。

※請求書様式につきましては、あらためてご案内いたします。

- ◆ 廃棄在庫分の賠償は、H24年11月末廃棄分までとします。
（在庫分・値引き販売分・検体分のみで請求した方は販売価格、売上比較で請求した方は決算月以降売上原価となります）
H24年度産（H23年度産とブレンドしたものを含む）は賠償対象になりません。返品により廃棄する分も同様とします。
- ◆ H24年5月以降は値引き分も逸失利益の賠償に含まれるため、「値引き分」としての請求はできません。
- ◆ H24年9月以降の検査費用の請求には、「取引先からの要請」を証する資料（要請文書、メール、FAX、電話メモ等）を添付してください。

ご請求方法（まとめ）

	H23年度分の逸失利益（売上減少分）を在庫処分、値引販売分、検体分の販売予定価格でご請求した方（売上減少分のご請求の確認で①を選択された方）	H23年度分の逸失利益（売上減少分）を決算期に5中3の貢献利益を使用し売上比較で請求した方（売上減少分のご請求の確認で②を選択された方）
H24年4月分までの逸失利益請求方法	在庫処分、値引販売分、検体分を請求（従来通り）	請求対象期間（3ヶ月～12ヶ月）の売上減少分×貢献利益率 *2月、3月決算の方は3ヶ月未満でご請求下さい
H24年5月以降の逸失利益請求方法	請求対象期間（3ヶ月～12ヶ月）の売上減少分×貢献利益率を基本として算定	請求対象期間（3ヶ月～12ヶ月）の売上減少分×貢献利益率を基本として算定
廃棄在庫分の算定方法 ※H24年度産は対象外	販売価格（H24年11月末廃棄分まで）	H23年度決算月以降は売上原価（H24年11月末廃棄分まで）
賠償の対象となる廃棄の期限	H24年11月末廃棄分まで （翌月以降速やかにご請求願います）	H24年11月末廃棄分まで （翌月以降速やかにご請求願います）
返品分の廃棄期限	H24年11月末廃棄分まで （翌月以降速やかにご請求願います）	H24年11月末廃棄分まで （翌月以降速やかにご請求願います）
値引き販売分	H24年4月分までは請求対象 H24年5月分以降は売上減少分により賠償	売上減少分により賠償
検査費用	取引先からの要請により実施を余儀なくされたもの ※H24年9月以降の検査費用の請求については「取引先からの要請」を示す資料を提出してください。（取引先からの文書、メール、FAX、電話メモ等）	取引先からの要請により実施を余儀なくされたもの ※H24年9月以降の検査費用の請求については「取引先からの要請」を示す資料を提出してください。（取引先からの文書、メール、FAX、電話メモ等）
検体代	H24年4月分までは販売価格 H24年5月分以降は売上原価	H23年度決算月以降は売上原価
その他追加的費用	従来通り	従来通り

※逸失利益のご請求書様式につきましては、あらためてご案内いたします。